

## <会員規約>

### 第1条 (目的)

当会は、会員との間に本規約を定め、これにより当会の運営を行う。

### 第2条 (会員の定義)

二世の会の会員は、次の4種とする。

- (1) 誌友会員：当会の発行する出版物を定期的に購読し、情報提供を受けることを目的とした個人の会員をいう。
- (2) 賛助会員：当会の目的に賛助し、企画検討会等で自由に発言する権限を得て、活動の推進を担う個人の会員をいう。
- (3) 特別会員：当会の目的に賛助し、企画検討会等で自由に発言する権限や、有識者との交流をする機会を得て、活動の推進を担う個人の会員をいう。
- (4) 法人会員：当会の目的に賛助し、企画検討会等で自由に発言する権限や、有識者との交流をする機会を得て、活動の推進を担う法人の会員をいう。

### 第3条 (入会申込)

入会申込の際は、当会所定の入会申込用紙に送付、または申込フォームに必要事項を記入し送信することとする。入会申込が完了すると、入会承認メールが申込者に通知される。月額会費を納入した時点で会員として成立するものとする。

### 第4条 (入会金及び特典)

- (1) 誌友会員：¥ 500 円/月 (メールマガジンの受取可)
- (2) 賛助会員 C：¥ 1,000 円/月 (上記+ZOOM 企画検討会参加可)
- (3) 賛助会員 B：¥ 3,000 円/月 (同上)
- (4) 賛助会員 A：¥ 5,000 円/月 (同上)
- (5) 特別会員 B：¥10,000 円/月 (上記+登壇者との交流会)
- (6) 特別会員 A：¥30,000 円/月 (同上)
- (7) 法人会員：¥30,000 円/月 (同上)

### 第5条 (会費入金日と更新期限)

- (1) 会費入金日は毎月月末までとし、会員から当会に退会届を提出した場合を除き、会員期間を1カ月ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。
- (2) 月末が過ぎて入金を確認されない場合はメールにて案内を送付する。継続して月会費が3ヵ月以上滞納されたときに会員資格が失効する。失効後であっても入金が確認された場合は再度、会員資格が付与される。

## **第6条（入会拒絶）**

当会は、次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- （1）申込書に虚偽の事項を記載した場合
- （2）入会申込者がかつて除名された者であった場合
- （3）月会費が3ヵ月以上滞納された場合

## **第7条（会員資格の喪失）**

会員は次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届を提出したとき
- （2）本人が死亡、又は団体が消滅したとき
- （3）継続して3ヵ月以上会費を滞納したとき
- （4）除名されたとき

## **第8条（退会）**

会員は退会届を当会に提出して任意に退会することができる。

## **第9条（除名）**

会員が次のいずれかに該当するときは、これを除名することができる。

- （1）法令、または当会の会員規則に違反したとき
- （2）当会や当会関係者の名誉を毀損し、または当会の目的に反する行為をしたとき

## **第10条（会員情報の変更）**

会員は入会申込書の記入事項に変更があった場合には、速やかに変更届を提出しなければならない。

## **第11条（抛出金品の不返還）**

既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。